

個人情報等の取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1条 受注者は、個人情報、特定個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」及び個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」並びに発注者が定める「弘前市情報セキュリティポリシー」に基づき、本個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、プライバシーマークを取得していなければならない。また、契約後、速やかにプライバシーマーク登録証の写しを提出しなければならない。

(定義)

- 第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1)個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
 - (2)特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3)個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(責任体制の整備)

- 第3条 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者等の届出)

- 第4条 受注者は、個人情報等の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の取扱いに係る業務責任者及び業務従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
 - 3 受注者は、業務責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に通知しなければならない。
 - 4 業務責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
 - 5 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

ない。

(作業場所の特定)

第5条 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第6条 受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本委託業務に関わる業務責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第8条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告

しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報等の管理)

第10条 受注者は、本委託業務に係る個人情報等を適正に管理するために、次の各号に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(1)個人情報等の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(2)作業場所に、私物のパソコン及び電磁的記録媒体を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。

(3)個人情報等を取り扱い、又は保存するパソコンに、個人情報等の漏えいの原因となるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。

(4)本委託業務の目的を超えて個人情報を個人番号と結合しないこと。

2 受注者は、本委託業務に係る特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

(1)個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規定等を策定すること。

(2)組織体制の整備、取扱規定等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)事務取扱担当者の監督及び教育を行うこと。

(4)特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除及び機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

3 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人情報についても特定個人情報等の管理と同等の安全管理措置を施さなければならない。

(提供された個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報等について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(複写等の禁止)

第12条 事前に発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報等を複写し、複製し、又は加工してはならない。

(運搬)

第13条 受注者は、個人情報等を運搬する場合は、漏えい、滅失又はき損を防止するため、施錠できる鞆に格納するなどの安全対策を施した上で、自動車により運搬しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等を電磁的記録で運搬する場合、電磁的記録の暗号化处理又はパスワードによる保護措置を施さなければならない。
- 3 受注者は、個人情報等の運搬を行う場合、運搬を行った日時、媒体名並びに内容及び担当者名を記録しなければならない。

(受渡し)

第14条 受注者は、発注者受注者間の個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

- 2 受注者は、発注者が貸与する個人情報等を受け取る場合は、発注者に個人情報等の借用申請書を提出し、その承諾を得なければならない。

(個人情報等の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、本委託業務が終了したとき又は発注者の求めがあったときは、本委託業務に係る個人情報等について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、本委託業務に係る個人情報等を消去する場合は、データ消去ソフトウェア等を利用して当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務に係る個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、媒体名並びに内容、消去又は廃棄の方法及び担当者名を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第16条 受注者は、発注者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第17条 発注者は、本委託業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第18条 受注者は、本委託業務に関し個人情報等の漏えい等の事故（番号法若しくは個人情報保護関連法令等違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本委託業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19条 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第20条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。